外国人を雇用している・これから雇用を考えている事業主の皆さまへ

外国人の雇用について、お困りごとはありませんか？

外国人雇用管理アドバイザーにご相談ください！

相談無料　｜　専門家が対応　｜　事業所へ訪問

外国人労働者の採用や雇用管理、職場への定着について、専門家が事業所の実情に応じたアドバイスを行います。

すでに外国人を雇用している事業主の方も、これから雇用を検討している事業主の方も、お気軽にご相談ください。



こんなお悩みはありませんか？

① 在留資格・採用に関すること

外国人を採用したいけれど、在留資格や雇用手続について何に注意すればいい？

② 労働条件・労務管理に関すること

雇用契約、労働時間、社会保険など、現在の管理方法で問題ない？

③ 職場教育・コミュニケーションに関すること

日本語に不慣れな外国人社員に、仕事や職場のルールをどう伝えたらいい？

④ 職場環境・定着支援に関すること

外国人社員が安心して長く働ける職場にするには、どうしたらいい？

外国人雇用管理アドバイザーとは？

静岡労働局が委嘱した行政書士・社会保険労務士が、外国人労働者の雇用管理の改善について専門的な相談・援助を行います。

行政書士

在留資格の取扱いや外国人の採用に関する手続などについて助言します。

社会保険労務士

労働条件、労務管理、社会保険、職場環境の改善などについて助言します。

※相談内容に応じて、適切な専門家への相談を調整します。

ご利用の流れ

STEP 1　お申込み

裏面の相談申込書に必要事項を記入し、ハローワークへ提出してください。

STEP 2　訪問日程の調整

› 担当するアドバイザーから事業所のご担当者へ直接連絡し、訪問日時を調整します。

STEP 3　専門家による相談・援助

› アドバイザーが事業所を訪問し、雇用管理の改善に向けて助言します。

お申込み・お問い合わせ

外国人雇用管理アドバイザーへの相談をご希望の方は、裏面の「相談申込書」に必要事項をご記入の上、お近くのハローワークへメール、郵送又は窓口に直接ご提出ください。

▼詳しくはコチラ

お申込み・お問い合わせ先
ハローワーク焼津
担当：雇用指導官　大重
電話：054-628-5155（部門コード32#）
メール：22120-joseikin@mhlw.go.jp

外国人の雇用管理に関するお悩みやご不明な点がありましたら、お近くのハローワークへお気軽にお問い合わせください。
静岡労働局・ハローワーク

261101改訂版

外国人雇用管理アドバイザー相談申込書

申込年月日：令和　　年　　月　　日

事業所名称	フリガナ
事業所番号 （不明の場合は空欄可）	
訪問する事業所の労働者数	人　　（うち外国人労働者数　　人）
ご担当者氏名	フリガナ
訪問先住所	※外国人アドバイザーの訪問を希望する事業所住所をご記載ください。
電話番号	
希望訪問日時	令和　　年　　月　　日　　時ごろ ・ 指定なし

相談したい内容（複数選択可）

☐ 在留資格・外国人の採用手続　　☐ 労働条件・雇用契約
☐ 労務管理・社会保険　　☐ 職場教育・コミュニケーション
☐ 職場環境・定着支援　　☐ その他

具体的な相談内容　　現在困っていることや、専門家に聞きたいことをご記入ください。

訪問を希望するアドバイザーの別（いずれか1つを選択）

☐ 行政書士　　☐ 社会保険労務士　　☐ どちらが適切か相談したい

相談内容を確認の上、必要に応じてハローワークが適切な専門家との調整を行います。

※訪問日時は、申込みいただいた後に調整させていただきます。
※訪問日時の調整は、外国人雇用管理アドバイザーから、直接、貴社のご担当者様にご連絡いたします。
※訪問先事業所は、先着順により決定します。訪問可能数に達し次第締切りとさせていただきます。

個人情報の取扱いについて

本申込書に記載された個人情報は、外国人雇用管理アドバイザーによる相談・援助の実施、担当アドバイザーの選定、訪問日程の調整及び相談後の連絡等、本制度の運営に必要な範囲で利用します。
また、相談・援助の実施に必要な範囲で、担当する外国人雇用管理アドバイザーに情報を提供する場合があります。

安定所記載欄	事業所あて日程調整はアドバイザーから直接連絡することになる旨を説明した日	令和　　年　　月　　日（　　）
	事業所あて伝えたアドバイザー氏名	